

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について

1 趣旨

労働基準法に基づく障害補償並びに労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付については、労働基準法施行規則別表第二及び労働者災害補償保険法施行規則別表第一に定める障害等級表に基づいて障害認定を行っている。

本年6月に、外ぼうの著しい醜状に関する男女の障害等級に5等級の差を設けていることは違憲であるとする地裁判決が確定したことを受け、「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」を設置し、当該判決の趣旨を踏まえ、外ぼう障害に係る障害等級の見直しを行ってきた。

今般、当該専門検討会における検討結果を踏まえ、外ぼう障害に係る男女の障害等級の差の解消を図る等所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 外ぼう障害に係る障害等級の男女差の解消

現行の女性の障害等級を基本として、現在男女別となっている外ぼう障害に係る障害等級の規定を改めること。

(2) 外ぼう障害に係る障害等級の新設

外ぼう障害に係る医学技術の進展を踏まえ、醜状の程度を相当程度軽減できるとされる障害を、新たに第9級として規定すること。

3 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定める。

4 施行期日

平成23年2月1日（予定）